

## 第 2 2 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
2. 会 場 保健福祉センター2 階 健康研修室 (役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13 人)  
2 番 野坂賢思、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、 5 番 濱口佳史、  
6 番 山中 讓、 7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、 9 番 宮川陽子、  
10 番 堀野裕一、 11 番 篠田 開、 12 番 福留康弘、 13 番 松本昌子、  
14 番 吉尾好市  
【推進委員】(4 人)  
1 番 大石正幸、 3 番 平野幸敏、 5 番 篠田 博、 6 番 尾崎澄夫、  
(事務局：書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(1 人) 1 番 小谷健児、  
【推進委員】(3 人) 2 番 弘瀬正彦、 4 番 宮川建作、 7 番 福井正一

### 5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (1 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請 (1 件)

議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請 (1 件)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議

(3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間も過ぎましたので、11 月の定例会を始めたいと思います。10 月の長雨とか、度重なる台風で中生の稲刈り等大変だったと思います。また、県の東の方ではハウスの被害が相当あったようです。お見舞いを申し上げます。それでは、早速始めたいと思いますが、今日の欠席が弘瀬さん、宮川健作さん、福井正一さん、小谷健児君も 2 時までには間に合わなければ欠席ということで、4 名が欠席ということですが会としては成立しております。それと、今日の議事録署名人は藤原さんと濱口君にお願いします。それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について、1 件出ておりますが事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について御説明いたします。それでは 1 ページすみません、お開きください。農地法第 3 条農地の権利移動ということで申請が 1 件出ております。譲渡人、譲受人については資料にあるとおりでございます。譲渡人

は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。それから譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は黒潮町馬荷字ハチノス 4851 番、田、1,225 m<sup>2</sup>です。理由としましては、所有権移転、許可ありしだい売買ということで、申請があがっております。資料の 2 ページから 7 ページまでに参考資料を付けています。まず、2 ページですがちょっと位置が分かりづらいかもしれませんが、旧馬荷小学校から 1 km 位手前の農地でございます。3 ページに住宅地図で場所を示しております。4 ページに拡大航空写真をつけております。それから、5 ページに公図をつけております。まず、この農地につきましては農用地区域内の農地でございます。利用権の設定等についてはありません。その他、〇〇〇〇さんにつきましては認定農業者外となっております。耕作目的での所有権移転ということで問題は無いと思います。それで、6 ページをお願いいたします。農地法第 3 条の調査書ということで、第 3 条第 2 項に該当するようなことがありますと許可が出来ないと農地法となっております。第 2 項第 1 号全部効率利用ということで、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。農作業従事者は、本人 1 人で実施。保有機械につきましては、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台、保有しております。第 2 項第 1 号には、該当しないということになります。それから、第 2 項第 2 号農業生産法人以外の法人ということで、譲受人は個人であり、適用なし。ということでこれも該当なし。第 2 項第 3 号信託につきましては、信託ではないので適用なし。ということでこれも該当しません。第 2 項第 4 号につきましては、農作業常時従事ということで、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間 200 日の農作業従事日数ということで申請書では出ております。それから第 2 項第 5 号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超える。今回の取得分を含めて 11,063 m<sup>2</sup>、110.63 a ということになりますので、下限面積を超えておりますので、これも該当しない。第 2 項第 6 号転貸禁止ということで、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでこれも該当しません。第 2 項第 7 号地域の調和ということで、従来通りの営農を行うので、周辺農地への影響はないと考える。ということでこれも該当しません。以上ですが、事務局としては問題は無いと思います。以上です。

議 長 今、事務局より説明がありました。担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 事務局の方から説明がありましたが、〇〇〇〇さんと話したのですが、現にコンバインらあも全部あるそうですので、今年の種類物の注文らあも済んでおると、よろしく願います。ということです。

議 長 担当委員さんからも説明がありましたが、よろしく願います。ということですが。この件について、質疑、質問のある方挙手をお願いします。

特に無いようでしたら承認を求めたいと思いますが。

(質疑なし)

それでは議案第 1 号賛成の方挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。

つづきまして議案第2号農地法4条許可申請について、1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料の1ページにお戻りください。議案第2号農地法第4条転用を目的とした農地の権利移動。ということで許可申請が1件出されております。願出人につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。それから願出地につきましては、加持川字下長丁頭502番1、畑、55㎡の内4.14㎡です。願出理由としましては、現在のお墓は山の上にあり、高齢になった母親が管理するのが難しくなったから。今回申請している場所は、道路が整備されているので、高齢になった母親も管理がしやすいから。という理由となっています。それでは、資料の8ページから16ページに資料を付けていますのでお開きください。まず8ページにつきましては位置図です。殆んど大井川の奥、馬荷との分岐点から約1km手前に帰った所でございます。9ページお願いいたします。住宅地図で場所を示しております。それから10ページに航空写真を拡大したもので場所を示しております。丁度、ここは県道でして県道が改良された所の上となっております。それから11ページに公図を付けております。ピンクで示された所が申請地になっております。あと、それから下は県道で買収されておりますので高知県ということになっております。それから12ページが公図から復元して作った図面でございます。その中で、ピンクで四角に中ほどにあります、これがお墓が占める面積で4.14㎡にあたります。基準としては、そのお墓の右側に県の杭とありますが、その県の杭からお墓の位置を確定するという内容になっております。それから13ページにつきましては、このようなお墓を建立するという図面をつけてもらっております。それから14ページにつきましては、現況の写真を付けておりますが、先ほども言いましたが県道で改修されたところで何回か拡張されたようで、公図が高知県に何回か分筆されております。それから15ページをお願いします。15ページの赤で枠、外枠がその筆の堺です。中の四角の枠が墓地を予定している所です。16ページについても同じです。それでここは場所的にも農用地区域外で利用権の設定もされていません。土地利用計画で最初にも言いましたが55㎡の内4.14㎡を墓にするという計画です。排水計画につきましては、自然浸透で周りは申請者の土地ということで、〇〇〇〇さんの土地となっておりますので問題はないという申請です。それと資金計画につきましては、〇〇〇〇となっていて造成についてここは均す程度の造成となっております。全て〇〇〇〇で補うというようなことになっております。それから同意書ですが、11ページお願いします。ここの中に504-1の農地がありますが、ここにつきましては地権者が県外に在住してしまして同意が取れないということですのでけれども現況はですね、14ページの写真ををお願いします。その左側にブロックの上に柵があって、雑草が生えている所がありますが、ここになります。同意書も県の方に相談して、農地として使われていないので同意は不要ではないか、というようなことで申請を上げたいと思います。それからここについては、農地の種類につきましては、その他の農地ということで第2種農地になると思います。事務局としては問題は無いと思います。以上です。

議長 事務局から説明がありました。担当委員さん〇〇さんお願いします。

〇〇委員 事務局の説明のとおりで問題は無いと思います。

議長 担当委員さんから問題は無いということですが、この件について質疑、質問

はございませんか。

特に無いですかねえ。

(質疑なし)

他に質疑なければ承認を受けたいと思いますが、いいですか。

それでは、第2号議案に承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第2号も承認をされました。

続きまして、議案第3号農地法第5条許可申請について1件出ておりますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 それではまた1ページの方をお開きください。議案第3号、農地法第5条転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請。ということで1件出ております。

譲渡人につきましては2名の方、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんとなっております。譲受人につきましては、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん2名で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとなっておりますが、もち分2分の1ということで、このお二人は御夫婦となっております。申請地につきましては、浮鞭字岩田坂2043番、畑、307㎡、同じく字岩田坂2045番、畑、234㎡となっております。理由としましては、高台移転。娘夫婦と暮らしている現在の家が津波浸水深10mから15m区域にあるので、高台にある申請地に2世帯住宅を新築するため。ということです。17ページから24ページに資料、写真を付けております。お開きください。まず、17ページに航空写真を付けております。場所は鞭の上になる所ですが、ショッパーズたなべから上がった所になります。18ページに住宅地図を付けております。19ページに航空写真で筆を示しています。ここの2筆の下所、この写真では農地になっていますが現在は家が建っております。それと道と書かれた所、ここは4mで家の申請のある所まで広がっています。それと20ページに公図を付けています。そこの中の下にもありますように、宅地と町道ということで分筆、地目変更されて現在に至っています。21ページお願いします。21ページが家、建築、農地の平面図です。その中に2045番、2043番の合計が555.83㎡実測ということになっていまして、内セットバック面積42.14㎡というふうになっております。先にセットバック面積42.14㎡というのは、この図面の中で道路の所に黒く斜線をした部分がこの面積になります。この面積というのは都市計画区域になっておりまして、将来は4m道路をつけるということで、その分は引いておいてくださいねと、現在の溝と幅員を併せて2.3m平均であります。それから後、1.7mを引いてから宅地にしてくださいねと都市計画からの指示になっているようです。それから22ページに建築予定の平面図が示されております。23ページに現況の写真を付けております。2筆については位置的にはこのようになります。手前に道が広がっておりますが、これが4mの道で広がってきて左手に家が新築されています。それから24ページが北側から写した申請地でございます。

まず、ここは農用地区域外で利用権設定も無しです。土地利用計画については、申請面積541㎡の内都市計画区域により42.14㎡はセットバック面積となるため、先ほど言いましたように4m幅員確保のためということで、42.14㎡は541㎡から引いた面積になると思います。それと建築面積については130㎡。造成工事については現状の所を均

す程度。と申請されています。排水計画については、トイレは簡易水洗ということで排水には影響ない。雑排水、雨水については町道の側溝、21 ページの平面図にありました真ん中から来て横断している側溝がありますが、そこに流すようになります。資金計画については、土地、建物含めて全て自己資金で賄うということになっています。同意については、周囲の農地の地権者それから耕作者、両方から貰っている同意書が添付されています。建築についての面積なんですけど、県としては 500 m<sup>2</sup>を基準に考えていますがいくらか数字が出ます。42.14 m<sup>2</sup>は道路分ということで約 500 m<sup>2</sup>位になるということで、申請者の行政書士さんがこれで県に申請してくださいと、僅かにオーバーしますけれどもそこは県が検討してくれるということで、これで申請をしたいと思います。それから、農地の種類については、ここは 300m 以内に鉄道の駅があります。それで第 3 種農地に該当するようになると思います。問題についてはありませんが、土地の面積については、県の方で判断してもらおうということで申請していきたいと思います。以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 私の方で説明しますが、今事務局が説明したとおりですが、ショッパーズから上がった所に〇〇〇〇さんいうて 23 ページのその新しい 2 階建の家ですが、そこが農地を譲って町道の方に行き違いの場所がほしいということで提供して、その分家の前を 4m の道を作っておりますので、今度〇〇〇〇さんが 4m にして将来は鞭の消防屯所をこの上に部落的には計画しています。そのためにこの道が 4m ほしいわけです。21 ページの図面の真ん中、黒塗りの線の下側にある線が昔の道でして、ここの所を町道の排水をするのに溝をちょっと今工事をしているような状態です。

今後下部落から津波対策として上に住みたいという話がきております。将来はここに住宅が建つがやないろかと思います。周りも住宅ですので問題は無いと思います。

議 長 この件について質疑のある方お願いします。

(質疑なし)

面積につきましては県の判断を仰ぐということで、この件に付いて承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案 3 号についても承認されました。

続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局よりお願いします。

事務局 それでは議案第 4 号についてですが、お手元にお配りしています資料を御覧ください。1 枚お開きください。今回 25 件の申請が出ています。

1 ページのところ、上から 2 件目が黒潮町農業公社に転貸して、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに利用権設定するということになっています。〇〇〇〇さんは、農業公社で研修をして今度 1 人で営農をするというようなことで、農業公社から借るということになっています。それから、1 ページから 2 ページにかけて 7 件あります。1 ページの 3 件につきましては個人の方で、2 ページの 4 件が農地中間管理機構と契約をして後〇〇〇〇〇〇さんに貸し出されるということになっています。それから 3 ページ、3 件ありますが、これも農地中間管理機構を通して〇〇〇〇〇〇さんに貸付するということになっています。それから 4、5、6、7 ページの 13 件につきましては、同じく農地中間管理機構を通

して〇〇〇〇さんに貸付るということになっています。あと詳細は利用権設定を付けていますので見ていただけたらと思います。以上です。

議 長 はい、この利用権設定について何か質問等有りませんか。

議 長 何か質問等有りませんか。

(質疑なし)

無ければこの件に付いて承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第4号につきましても承認されました。

続きまして議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、ということで3件出ておりますが、1番よりお願いします。

事務局 議案第5号について御説明いたします。お手元に資料をお配りしていますが、議案第5号議案というのを見てください。先ほど言いましたように3件の申請がでております。件数は3件ですけれども、申請者は御二人です。

1番目の〇〇〇〇さんにつきましては、養液栽培システム、1ページから18ページまでに資料を付けております。

【資料に基づいて内容説明】

〇〇〇〇さんについては以上です。

議 長 この件について、質問等ありませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

〇〇〇〇さんについて承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんにつきましては承認されました。

続きまして2番お願いします。

事務局 それでは2番〇〇〇〇さんの園芸用ハウスリース料ということで、19ページから37ページに資料つけております。19ページをお開きください。19ページに申請書がありまして、21ページお願いします。

【資料に基づいて内容説明】

以上です。

議 長 今、〇〇〇〇さんの借入金の説明が終わりました。この件について何か質疑、質問等有りませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

〇〇〇〇さんについて承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんにつきましても承認されました。

続きまして〇〇〇〇さんの3番お願いします。

事務局 先ほどと同じく〇〇〇〇さんです。

先ほどのハウスに関連する付帯設備費ということで、申請があがっております。  
38 ページをお願いいたします。それから申請書が有りますが、40 ページお願いいたします。

【資料に基づいて内容説明】

以上です。

議 長 今、説明が終わりました。被覆材と灌水設備等々ですが、この件に付いて何か意見ありませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

〇〇〇〇さんの借入金について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3 番につきましても承認されました。

その他の討議・報告事項について事務局よりお願いします。

事務局 事務局からはありません。その他については連絡事項があります。

議 長 その他の討議・報告事項について、皆さんからはありませんか。

無いようですので、その他についてお願いします。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議 長 ほかにありませんか。なければ 11 月の定例会を終わります。ありがとうございました。

(午後 3 時 10 分終了)